

豊橋市監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年7月21日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	古関充宏
同	川原元則

令和4年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋文化振興財団]

公表番号:15号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋文化振興財団	意見	什器備品の購入において、予定価格書の決定年月日に誤りがあったので、確認体制の強化を図るなど、適切な事務処理に努められたい。	予定価格書における適切な事務処理については、作成時、見積書との突合時、決裁時における書類の確認が不十分であったことから、令和5年2月に研修を行い、習熟度を高めるなど確認体制の強化を図った。	R5.6.2
	意見	旅費の計算において、最も経済的な通常の経路及び方法により計算された金額とは異なる金額で支給されていた事例があったので、確認体制の強化を図るなど、適切な事務処理に努められたい。	過支給した旅費を雑収入として処理するとともに、適切な事務処理を行うため、令和5年2月に旅費を算定する職員及び確認する職員の研修を実施し、習熟度を高めるなど確認体制の強化を図った。	R5.6.2
	意見	文書の保存期間において、事務規則と会計規則の間で不整合が生じているものが見受けられるので、規則の見直しを検討されたい。	事務規則と会計規則間に記載された文書の保管期間の齟齬は、重要なものを永年、領収書などの関係書類を10年に統一する改正を令和5年3月に行った。	R5.6.2

令和4年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋市シルバー人材センター]

公表番号:15号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋市シルバー人材 センター	指摘 事項	老人福祉センターの建設設備及び建築物の定期点検において、業務を請け負うことのできる者は、一級建築士等の資格保有者で一人に特定される業務ではないにもかかわらず一者随意契約としていたため、競争性が確保されるよう財務規程にのっとり適正な事務処理をされたい。	令和5年度の建設設備及び建築物の定期点検から財務規程第34条第2項にある「なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする」という規定に基づいて、複数業者からの見積りを徴求するように改善した。	R5.6.6
	意見	10万円以上の修繕契約において、随意契約とする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものと財務規程に定められているが、複数の見積りを徴していない事例が散見されたので、競争性が確保されるよう適切な事務処理に努められたい。	財務規程第34条第2項において、予定価格が10万円以上の場合、「随意契約の方法による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする」と規定しており、指摘を受けた以降は、予定価格が10万円を超える場合は必ず2人以上の者からの見積りを徴するように改めた。	R5.6.6
	意見	契約に係る書類において、契約年月日や工期等の記載がないものが散見されたが、工期の不記載は、希望する期日までに完了せず不利益を被るおそれがあることから、書類作成及び書類受領に当たっては記載漏れがないか十分確認するため確認体制の強化を図るなど、適切な事務処理に努められたい。	指摘を受けた契約書年月日、また注文請書の日付、工期、及び工事完了届の日付、契約年月日、完成年月日の記載のないものについては、書類を整備し、適切な事務処理に改めた。また、支払い時の決裁書類に契約書等を添付し、記載漏れがないか複数人で確認することとした。	R5.6.6
	意見	老人福祉センター指定管理者仕様書において、業務内容の一つに生業及び就労の指導に関する事とあるが、指導実績がない状況となっているので、当該業務の更なる周知に取り組むことで就労につながる施設運営に努められたい。 また、消防に係る訓練は仕様書に定められた施設の維持管理に関する業務であるが、自主事業として提案し、業務実施報告書も自主事業として報告していたので、事業区分を誤ることなく適切な事務処理に努められたい。	指摘された老人福祉センターの生業及び就労の指導に関しては、令和5年2月に就労支援活動週間として、シルバー人材センターの活動紹介のチラシ及びホームページにアップしている就業情報をプリントしたものをセンターの利用者に直接手渡すなど、就業指導に努めた。5センター合計で1,031人へ周知し、業務報告書へ記載した。 消防に係る訓練を自主事業として整理していたが、指摘されたとおり令和4年9月実施分から、仕様書に定められた施設の維持管理に関する事業として区分し、報告するように改めた。	R5.6.6
	意見	老人福祉センター指定管理業務の事業報告書において、協定書に示す事項を記載した事業報告書となっておらず、管理業務及び修繕等実施状況のわかるものが添付されていなかったため、適切な事務処理に努められたい。	老人福祉センターの管理に関する協定書第20条第1項に定める事業報告書において、管理業務及び修繕等実施状況のわかる資料については、シルバー人材センターとして整理していたが報告書に添付されていなかったため、令和4年度分の事業報告書は、協定書に示す管理業務及び修繕等実施状況のわかる資料を添付した状態で豊橋市へ提出した。	R5.6.6

令和4年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋市シルバー人材センター]

公表番号:15号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
長寿介護課	意見	<p>昭和52年厚生省社会局長通達「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営」によると、老人福祉センター（A型）の事業内容の一つに生業及び就労の指導を行うこととあるが、老人福祉センター（A型）の施設では指導実績がない状況となっているので、当該事業の更なる周知に取り組むことで就労につながる施設運営となるよう指定管理者の指導に努められたい。</p> <p>また、老人福祉センター指定管理者仕様書によれば消防に係る訓練は施設の維持管理に関する業務であるが、指定管理者から自主事業として提案され、業務実施報告書も自主事業として報告されていたので、提出された書類の事業区分を確認し適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>就労の指導（案）を指定管理者へ提示し、実施していただいた。具体的には、令和5年2月を就労に関する強化週間とし、指定管理者が実施している就労に関するPRチラシを来館者へ配布することで就労指導の強化に努めた。</p> <p>令和4年9月に実施した消防訓練について、事業区分を修正した状態で業務報告書を指定管理者から提出いただいた。</p>	R5.6.6
	意見	<p>老人福祉センター指定管理業務の事業報告書において、協定書に示す事項を記載した事業報告書となっておらず、管理業務及び修繕等実施状況のわかるものが添付されていなかったため、適切なモニタリングに努められたい。</p>	<p>毎月提出されている業務報告書に管理業務及び修繕等実施状況が記載されており、随時、適切なモニタリングを実施していたが、毎年度終了後に提出いただく事業報告書には記載がなかったため、令和4年度の事業報告書は、協定書に示す管理業務及び修繕等実施状況がわかるものを添付させ、内容を確認した。</p>	R5.6.6

令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋市学校給食協会]

公表番号:12号]

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋市学校給食協会	指摘事項	小口現金の精算手続において、財務事務処理規程では月内に払い出した額を取りまとめて当該月の25日までにすべきところされていなかったため、精算日や精算方法の見直しを含め適正な事務処理をされたい。	財務事務処理規程について、精算日を「25日まで」改め、「月末まで」とし、精算方法を月末に残金を精算し、翌月分の5万円を準備するよう改め、令和4年3月の理事会にて一部改正の承認をうけ、令和4年4月1日から施行した。	R5.7.14
	指摘事項	貸借対照表、総勘定元帳等の決算に係る帳票において、帳票によって金額が異なる科目が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	会計システムの仕分け科目を令和3年3月31日訂正し、決算報告書のとおり修正した。的確な事務処理を行うため、決算報告書作成をワードからエクセルに改めた。 また、仕分け科目ごとの照合については会計ソフトで作成した帳票と予算整理簿を2人以上で確認に改めた。	R5.7.14
	指摘事項	契約事務規程において、監督員と検査員とともに事務局長としていたが、同一人ではチェック機能が働かないので、規程を改正するなど適正な事務処理をされたい。	契約事務規定について、「監督員においては、必要に応じ事務局長以外の者がこれに当たり、検査員においては、事務局長がこれに当たる」よう改め、令和4年3月の理事会にて規程の一部改正の承認をうけ、令和4年4月1日から施行した。 ※監督員は、工事等の請負契約の場合に設置が想定される。	R5.7.14
	指摘事項	契約事務手続において、契約事務規程に定める入札経過調書が作成されていないので、適正な事務処理をされたい。	契約事務に手続きにおいて、令和2年12月より入札経過調書を作成するよう職員に周知し、的確な事務処理を図った。	R5.7.14
	意見	インターネットバンキングによる送金手続において、担当者以外の者による点検が不十分なので、担当者・承認者を別の者とし、複数人で事務執行することにより、不正な送金等が発生しないよう適切な事務処理に努められたい。	令和2年11月より、担当者と認証者の2人体制に改めた。	R5.7.14
	意見	基本財産台帳及び固定資産台帳において、基本財産である郵便貯金の更新手続漏れや固定資産である備品一覧の確認漏れが散見されたので、年度切替時に行うべき事項を整理するなど適切な事務処理に努められたい。	年度末、年度初めの処理についてマニュアル化し、令和4年4月より実施した。 ○基本財産台帳…定期預貯金、貸付信託の年間運用等の状況を記録 財産関係(PC)…財産台帳 ○固定資産台帳…①物品保管主任事務引継書は常務理事交代の時確認 記名押印 ②物品の点検記録は、物品受払台帳を事務局長が確認して押印(リース品、消耗品は除く) ※基本財産等の額に変更なければ追記はしない。 ※公用車を廃棄又は取得した場合に追記 ○特定資産台帳…退職給付引当資産については取得及び取り崩した場合に集計表と関係金融機関ごとに記録する。	R5.7.14

令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋市学校給食協会]

公表番号:12号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋市学校給食協会	意見	職員就業規則第15条に規定する解雇の手続において、審査委員会にて決定することとなっているが、審査委員会の運営方法等が定められていないので、要綱等の整備を検討されたい。	審査委員会要綱を新たに整備し、令和4年4月1日より施行した。	R5.7.14
	意見	切手の管理において、切手受払簿が金種ごとにページを分けて作成され、かつ、それぞれの2枚目以降に金種の表記もされていないため、受払簿の一部が欠落することで切手の管理ができなくなるおそれがあるので、適切な事務処理に努められたい。	令和2年11月より、全てのページに金種を表記するよう改めた。	R5.7.14
	意見	給食食材の物資事故において、軽易な事案及び当該月に原因を究明できなかった事案などその記録書類を保健給食課へ提出していないものがあるので、適切な事務処理に努められたい。	令和3年度より物資事故への対応や当月中に原因究明できなかった事案も含めて、全て保健給食課へ報告するよう職員に周知徹底を図った。	R5.7.14
	意見	給食食材の物資事故において、同一業者による同種の事故が複数回発生していたので、安全安心な給食を提供するため、厳格な処分を行うなど事故の再発防止に努められたい。	令和3年1月より物資事故発生時の立入指導の強化を図った。また、学校給食用納入業者罰則要綱と照らし合わせ対処し、特に悪質性のある事案は始末書、入札停止などの措置を講じて再発防止を図った。	R5.7.14
	意見	令和2年4月分の給食食材の発注において、令和2年度の登録業者の決定が3月であるが、その決定前の2月に令和元年度の登録業者に対して依頼が行われていたので、年度切替時における対応を定めるなど適切な事務処理に努められたい。	令和3年3月の物資選定委員会までに理事会を開催し、翌年度登録業者を決定して発注を行うよう改めた。	R5.7.14
	意見	学校給食用食品の規格書において、豚肉の規格を「と畜検査合格上級品」と指定しているが、その規格に合致することを確認する根拠がないので、規格書に基づく納品検査が可能になるよう規格内容の見直しを図られたい。	食肉の規格について、給食に使用する部分肉の流通状況を確認した結果、肉の等級に関する表示がないため、令和4年4月より規格書から指定を削除した。	R5.7.14
	意見	給食食材発注において、登録業者が一人にとどまる食品分野や応札者が一人のものが散見されているので、競争性の確保及び非常時におけるリスク回避ができるように登録者及び応札者を増やす取組をされたい。	登録者や応札者の拡大のため、広報とよはしやホームページに加え、令和3年3月の登録業者講習会及び令和3年度の食品展示会等の場で広くアピールを行った。	R5.7.14

令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋市学校給食協会]

公表番号:12号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
保健給食課	意見	給食食材の物資事故において、同一業者による同種の事故が複数回発生していたので、安全安心な給食を提供できるよう給食協会とともに再発防止及び安全対策を十分講ずるなど、適切な事務処理に努められたい。	公益財団法人豊橋市学校給食協会と連絡を密にし、令和3年1月より物資事故発生時の立入指導の強化を指示するとともに、立入り調査への同行や保健所へ相談を行う等、安全安心な給食を提供できるよう再発防止及び安全対策の徹底を図った。	R5.7.14